

<p>○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>行政改革推進室</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第五十五号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表中「整備班 計画班」を「整備班 計画班 借上住宅管理班」に改める。

第六十一条の三中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 応急仮設住宅のうち借上型仮設住宅に関すること。

附 則

この規則は、平成三十年十二月二十日から施行する。